

【適応外使用医薬品の情報公開文書】

入院中の患者さまとご家族の方へ

高濃度のカリウム液の点滴注射（適応外使用）について

血液中のカリウムが少ない状態（低カリウム血症）や、そうなる危険性が高い入院中の患者さまに対して、当院では、安全に注意しながら、国が定めるよりも高濃度のカリウム液の点滴注射を行うことがあります。

この治療は必要時に速やかに行う必要があるため、対象者となられた患者さまに事前にご説明して同意をいただく代わりに、病院ホームページでお知らせをしています。

【低カリウム血症の治療について】

カリウムは、生命の維持に欠かせない物質です。しかし、高血圧や心不全、脳卒中の治療のために利尿薬を使用している方や、糖尿病のためにインスリン注射を行う方などは、血液中のカリウムが減少して「低カリウム血症」という状態になることがあります。低カリウム血症になった場合は、その原因に対処するとともにカリウムを投与します。カリウムには内服薬もありますが、低カリウム血症が重度もしくはそうなる危険性の高い患者さまには、静脈内のカリウム液の点滴注射を行います。

【高濃度のカリウム液点滴の危険性と使用方法について】

カリウム液の点滴注射により、血液中のカリウムが多くなりすぎる重度の高カリウム血症になると、不整脈が起り、心臓が止まることもあります。また、点滴注射用カリウム液は、腕などの細い血管に点滴すると血管の痛みが生じることがあります。このため、カリウム液を点滴注射するときは、薄めて使用すること（カリウムイオン濃度として40mEq/L以下）、1日投与量の上限を守って使用すること（100mEqを超えないこと）が定められています。

しかし、心不全や脳卒中など、水分を制限しなければならない患者さま、低カリウム血症が重度な患者さまに対しては、高濃度のカリウム液を投与する必要があります。また、必要な量を投与すると、結果として国が定める1日投与量の上限を超えてしまうこともあります。

当院でも、低カリウム血症の治療が必要な入院患者さまに対して、安全性を確認しながら国が定めるよりも高濃度のカリウム液を使用する場合があります。

投与の際には、必要に応じて、輸液ポンプなどを使用して点滴速度を正確に管理し、心電図を継続的にモニターし、血液のカリウム濃度を頻回に測定し、原則中心静脈から投与する体制をとっています。やむを得ず末梢血管から高濃度のカリウム液を点滴しなければならない場合は、針を刺している部分とその周囲をよく観察し、異常があれば速やかに対処する体制を整えてこの治療を行います。

このように国が定めるものとは異なる方法で薬剤を使用することを「適応外使用」といいます。

【治療費について】

この治療にかかる費用は通常の医療保険と同じです。この治療による副作用が生じた場合も保険診療になります。国の副作用被害救済制度の対象にはならない場合がありますのでご了承ください。

この治療（適応外治療）を行うことは、当院の医薬品の適応外使用審査部会にて評価され、承認されています。

この治療についてご質問がありましたら、いつでも遠慮なく、担当の医師、看護師または薬剤師までお尋ねください。

徳島県立三好病院電話：０８８３－７２－１１３１（代）